

議会のしくみ

議会の役割

区議会とは

荒川区の区民生活をより良いものにしていくには、区民全員参加で考え、話し合い、決めたことを自分たちの手で実行していくことが理想です。しかし、区民全員が集まって話し合いをするのは難しいことです。

そこで、選挙権のある満25歳以上の区民の中から選挙で選ばれた区議会議員が、区民の代表として区の重要な事柄を慎重に審議し、どのように対処していくかを決定しています。この区議会議員で構成された機関を区議会といいます。

区議会と区長

区議会は、区民生活に関わる重要なことを決定することから議決機関と呼ばれ、区長は、区議会で決めたことに基づき、実際の区政を進めていくことから執行機関と呼ばれています。

区議会と区長は、直接区民から選ばれており、対等な関係にあります。また、両者はそれぞれ独立した権限を持ち、互いのけん制と均衡により、チェック・アンド・バランスを図って、豊かな区民生活の実現に努めます。

区議会議員の任期と定数

現在の荒川区議会議員の任期は、平成27年5月1日から平成31年4月30日までの4年間です。また、議員の定数は、条例により32人としています。

議長と副議長

議長・副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、区議会の代表として、会議を円滑に進行し、本会議の開会、閉会の宣言や議会に関する事務処理をします。また、対外的に意思表示をするときも議長名で行います。

副議長は、議長が不在のときに議長の代わりを務めます。

議会の仕事

議決

議決とは、区長や議員から提出された議案等を審議して、区議会の意思を決定することです。議決は、区議会の重要な仕事です。

議決する事項は、法律及び条例で定められています。

意見書・要望書の提出

区民の暮らしに関することでも、それが国や東京都等の仕事である場合、区の力だけでは解決できないことがあります。

このようなとき、区議会は、関係機関に対して問題の改善を求め、意見書や要望書を提出します。

請願・陳情の審査

請願・陳情は、皆様の声を直接、区議会に伝える制度です。提出された請願・陳情は、慎重に審査を行います。



◀ 議場

区議会を知るには

区議会だよりをご覧ください。以外に、以下の方法で区議会の活動を知ることができます。

議会を傍聴する

本会議、委員会はどなたでも傍聴できます。傍聴を希望される方は、会議当日に区役所5階の議会事務局で傍聴券の交付を受けてください。

会議録を閲覧する

会議での発言内容を会議録としてまとめています。会議録は、図書館等で閲覧できるほか、区議会ホームページにも掲載しています。

ホームページを見る

区議会ホームページでは、区議会に関する様々な情報を掲載しています。